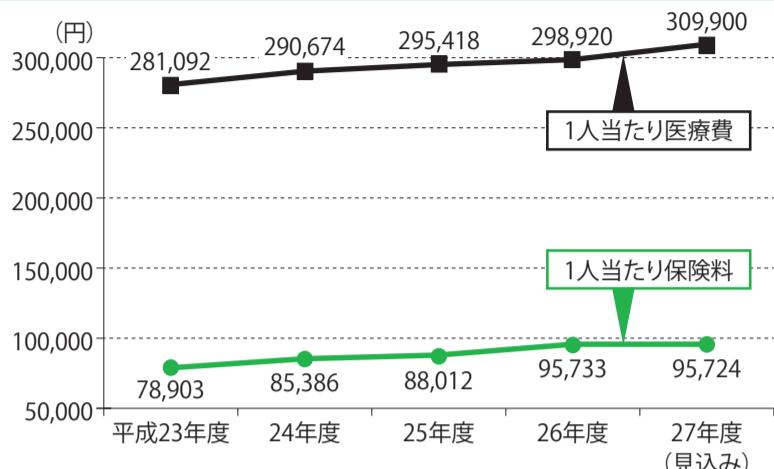


本年は、少雨傾向にあることなどから、ダムの貯水量が急激に減少しています。

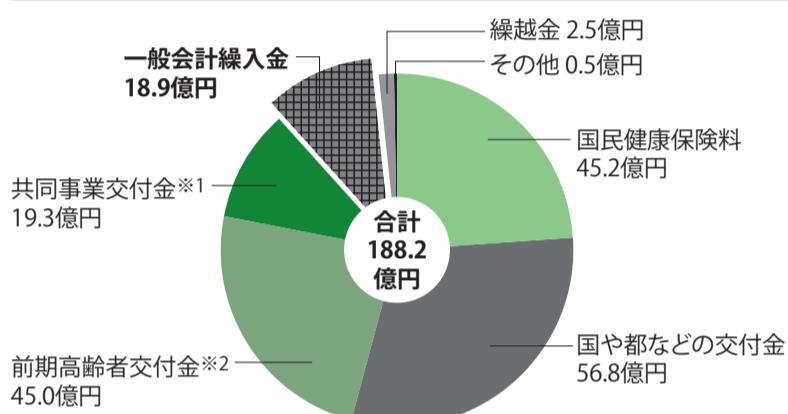
より一層の節水にご協力ください(東京都水道局)

| | 平成28年度 国民健康保険料の料率等 | | | | | | 表1 | |
|-------|--------------------|---------|-----------|---------|---------|---------|----|--|
| | 医療給付費分 | | 後期高齢者支援金分 | | 介護納付金分 | | | |
| | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | | |
| 所得割率 | 6.06% | 6.02% | 2.14% | 2.12% | 1.55% | 1.50% | | |
| 均等割額 | 28,700円 | 28,700円 | 10,700円 | 10,800円 | 14,100円 | 13,100円 | | |
| 賦課限度額 | 52万円 | 54万円 | 17万円 | 19万円 | 16万円 | 16万円 | | |

1人当たり医療費と保険料収入の推移 グラフ1



平成26年度 特別会計国民健康保険事業の歳入の内訳 グラフ2



※1 共同事業交付金…保険料の平準化、財政の安定化を図るため、都内の区市町村国民健康保険が拠出した額を調整し、再分配した交付金

※2 前期高齢者交付金…65歳～74歳の高齢者の多くが国民健康保険に入っていることから、医療費も国民健康保険が多く負担しているため、その負担の公平性を図ることを目的に社会保険等の間で調整するため交付される交付金

所得が少ない世帯への保険料の軽減 表2

| 軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯 | 軽減割合 |
|---|------|
| 33万円 | 7割 |
| 33万円+(26.5万円×加入者数) 【平成27年度 33万円+(26万円×加入者数)】 | 5割 |
| 33万円+(48万円×加入者数) 【平成27年度 33万円+(47万円×加入者数)】 | 2割 |

65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

糖尿病の重症化予防に取り組んでいます



市は、立川市医師会と協力して、糖尿病の重症化予防に取り組んでいます。糖尿病の重症化によって腎不全になる恐れがある国民健康保険加入者の方を対象に、看護師や保健師などが6か月間にわたり予防指導(面談や電話)を行います。

腎不全になると、週3回程度の透析治療が必要になるなど、日常生活に大きな支障をきたします。予防指導を希望する方は、ご相談ください。

問 保険年金課医療費適正化担当・内線1423

市は、立川市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、平成28年度の国民健康保険料の料率等を改定しました(表1)。

国民健康保険の財政状況

国民健康保険の1人当たり医療費は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、年々増加しています(グラフ1)。



医療給付費分は、平成27年度度を維持しても賦課総額(その年度で賦課するべき金額)を満たすため、均等割額は据え置きました。介護納付金分と後期高齢者支援金分は、それぞれ介護保険制度、後期高齢者医療制度の給付額を補うため、毎年、市の一般会計から繰入金(税金)を投入することによって制度を維持しています(グラフ2)。

改定の主な内容(表1)

医療給付費分は、平成27年度度を維持しても賦課総額(その年度で賦課するべき金額)を満たすため、均等割額は据え置きました。介護納付金分と後期高齢者支援金分は、それぞれ介護保険制度、後期高齢者医療制度の給付額を補うため、毎年、市の一般会計から繰入金(税金)を投入することによって制度を維持しています(グラフ2)。

また、中間所得者層の負担を軽減するため、賦課限度額を国の定める法定限度額まで引き上げることで、所得割率を引き下げました。

市は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進や糖尿病の重症化予防など、医療費の適正化を進めています。また、保険料収納率の向上等による収入の確保を図り、国民健康保険事業の健全な運営と加入者の健

康の増進に努めています。平成28年度は前年度より2割の所得に応じて軽減されるので、所得がなかつた方も申告してください。

世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、保険料の一部が軽減されます(表2)。

所得が少ない世帯への軽減範囲が拡大

ほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いします。

料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。納入通知書は保険料の額の

お届けます。平成28年度は前年度より2割の所得に応じて軽減されるので、所得がなかつた方も申告してください。

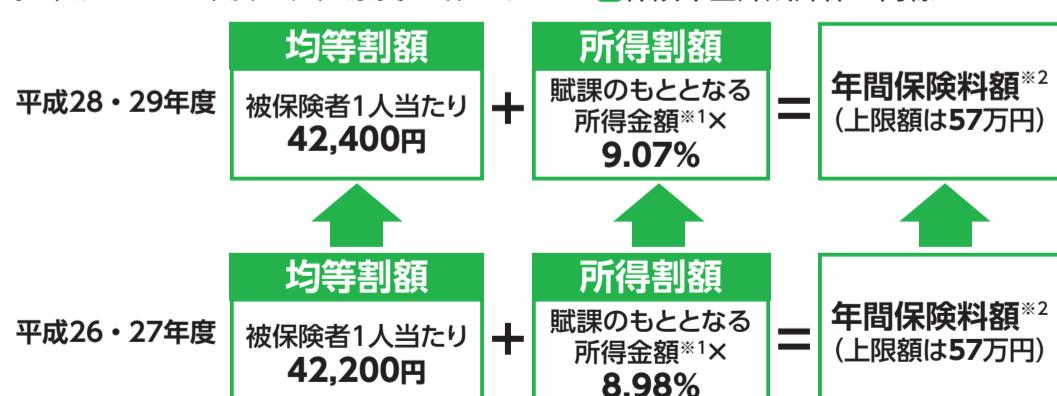
世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、保険料の一部が軽減されます(表2)。

軽減と5割軽減の対象となる範囲が拡大されました。なお、前年の所得に応じて軽減されるので、所得がなかつた方も申告してください。

後期高齢者医療制度の保険料率等を改定

後期高齢者医療制度(75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が対象)の保険料率等は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い、決定しています。平成28・29年度は、医療費の増加などに伴い保険料必要額の増加が見込まれるため、保険料率等が変更されることになりました(下図)。なお、平成28年度の納入通知書は、7月上旬に発送します。

問 保険年金課賦課係・内線1406



※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)のことです。

※2 実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度があります。